

第 6 章

誘 導 施 策

本計画が目指す「鳴門らしさを活かし安全安心で暮らしやすい都市づくり」の実現にあたっては、各種関連計画と連携・整合を図りながら施策を展開していく必要があります。

そのため、計画の実現に必要な主要な施策の基本的な方針を示すとともに、各分野において具体的な取り組みを設定します。特に本計画は、都市計画マスタープランの高度化版であるため、都市計画マスタープランの施策と整合させることとします。さらに、都市機能や居住の誘導は、各種都市機能施設へ容易にアクセスできることが重要であるというコンパクトプラスネットワークの考え方に基づき、地域公共交通計画の施策も整合させることとします。

本市の誘導施策は、「都市機能誘導区域内に都市機能を誘導するための施策」、「居住誘導区域内に居住を誘導するための施策」、「良好な移動環境を創出するための施策」、「誘導区域外の地域での施策」の4つの視点から整理しました。（当該施策以外にも関連する場合、それが分かるように星取表で整理）

6—1. 都市機能誘導区域内に都市機能を誘導するための施策

都市機能誘導区域内に民間の誘導施設を誘導（維持・確保）するためには、「インセンティブとなる各種支援」や「市街地の魅力や利便性を高めるための環境整備」等が必要となります。

また、各拠点における行政サービスを維持・増進するためには、「公共施設の再編」等が必要となります。そのため、既存の施策に加えて、以下の誘導施策を検討・展開していくことで、誘導施設の立地を促進します。

■都市機能誘導区域内に誘導施設を誘導するための施策

施策	居住誘導に関する施策	良好な移動に関する施策	誘導区域外に関する施策
○商業・業務機能等の様々な都市機能の立地・誘導	—	—	—
○行政・文化機能の更新と利便性向上	—	—	—
○商店街の活性化による街なかの魅力向上	—	—	—
○商業施設の立地・誘導	—	—	—
○車で利用しやすい商業空間の形成	—	●	—
○利便性の高い集約型の市街地形成の促進	●	—	●
○災害リスクに配慮した適切な土地利用の推進	●	—	●
○鳴門教育大学や市内学校等との連携及び教育環境の充実	●	—	●
○都市緑地の緑化と適切な維持保全	●	—	●
○中心部としてふさわしい都市機能の集積と土地利用の高度化	—	—	—
○都市のスポンジ化の解消に向けた取組の推進	—	—	—
○ウォークラブルなまちづくりに向けた取組の促進	—	●	—
○鳴門駅周辺の一體的な整備	—	●	—
○魅力ある親水空間の創出と維持管理	●	—	●
○住宅地を有する市街地景観の維持・形成	●	—	●
○繋がりのある魅力的な景観ネットワーク化	●	—	●
○乗り継ぎを考慮した運行ダイヤの見直し	—	●	●
○観光・公共交通フリーパスの導入	—	●	●

6—2. 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

居住誘導区域内に居住を誘導するためには、宅地開発や住宅の建築を行うための受け皿づくりや居住地としての選ばれるための環境整備等が必要となります。

また、人口増加に向けて主に市外からの移住定住を促進するためには、ライフステージに応じた暮らしが可能となるような支援や情報発信等が必要となります。

そのため、既存の施策に加えて、以下の誘導施策を検討・展開していくことで、住環境の向上及び移住定住を促進します。

■居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

施策	都市機能誘導に関する施策	良好な移動に関する施策	誘導区域外に関する施策
○利便性の高い集約型の市街地形成の促進	●	—	●
○住宅密集地における居住環境の改善	—	—	●
○低未利用地の解消・活用、遊休施設の活用	—	—	●
○住宅ストックの維持管理と活用	—	—	●
○災害リスクに配慮した適切な土地利用の推進	●	—	●
○鳴門教育大学や市内学校等との連携及び教育環境の充実	●	—	●
○都市緑地の緑化と適切な維持保全	●	—	●
○農地の保全・活用と荒廃した農地の再生	—	—	●
○地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進	—	●	●
○自然環境と調和した脱炭素型のまちづくり	—	—	●
○定住人口の維持・確保（重点まちづくり区域）	—	—	—
○整備済市街地の計画的な更新と維持管理（区画整理済市街地）	—	—	—
○未利用地や遊休地の活用と定住人口の維持・確保（区画整理済市街地）	—	—	●
○居住環境の改善に向けた基盤整備	—	—	●
○各公園の特性を活かした拠点性の向上	—	—	●
○都市計画公園の整備・充実	—	—	●
○地域住民のニーズに合った公園整備	—	—	●
○公園施設の長寿命化	—	—	●
○官民連携による公園の維持管理・運営	—	—	●
○地域住民や関係団体など一体となった公園の維持管理・活用	—	—	●
○災害時の避難場所となる公園の活用	—	—	●
○営農環境の保全	—	—	●
○魅力ある親水空間の創出と維持管理	●	—	●
○農漁村景観の保全・活用	—	—	●
○住宅地を有する市街地景観の維持・形成	●	—	●
○繋がりのある魅力的な景観ネットワーク化	●	—	●
○公共下水道の整備率向上	—	—	●
○公共下水道の普及率向上	—	—	●
○生活環境の改善や水質保全に向けた合併処理浄化槽の普及率向上	—	—	●
○市街地の浸水被害防止に向けた公共下水道の整備	—	—	●

6—3. 良好な移動環境を創出するための施策

高齢者をはじめとし、障がい者も含めた誰もが、徒歩や自転車又は公共交通により、拠点地区内外を安全で快適に移動できる環境を創出するためには、「公共交通ネットワークの再構築」や「歩行者や自転車の通行空間の整備」等が必要となります。

また、コンパクトなまちづくりを推進する過程で、居心地が良く、歩きたくなるまちなかを形成するためにも、移動のしやすい市街地環境の確保が必要となります。

併せて、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方にに基づき、安全で快適に利用できることに配慮し、施策を検討・展開していくことで、良好な移動環境を創出します。

■良好な移動環境を創出するための施策

施策	都市機能誘導に関する施策	居住誘導に関する施策	誘導区域外に関する施策
○車で利用しやすい商業空間の形成	●	—	—
○賑わいと活力を創出するゲートの整備	—	—	●
○地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進	—	●	●
○島しょ部の優れた景観の維持保全と観光の拠点性向上	—	—	●
○広域的な連携を強化する道路交通ネットワークの整備	—	—	—
○各市町と連携・交流を促す道路交通ネットワークの整備	—	—	—
○本市の地域間を結ぶ道路交通ネットワークの整備	—	—	—
○橋梁の耐震化・長寿命化	—	—	—
○安全性確保に向けた身近な生活道路の整備	—	—	—
○ウォーカブルなまちづくりに向けた取組の促進	●	—	—
○既存公共交通の再編や見直し	—	—	—
○新たな交通手段の導入検討	—	—	—
○鳴門駅周辺の一體的な整備	●	—	—
○回遊性の向上に資するゲートの整備	—	—	—
○主要な交通結節点の整備	—	—	—
○海上交通の活用	—	—	—
○公共交通ターミナル機能の付加	—	—	●
○乗り継ぎを考慮した運行ダイヤの見直し	●	—	●
○観光・公共交通フリーパスの導入	●	—	●
○バスの効率的運行に向けた路線の見直し	—	—	●
○公共交通空白地域における公共交通サービスの確保	—	—	●
○サイクルツーリズム拠点の整備	—	—	●
○既存路線の一部デマンド運行化	—	—	●
○デマンド立ち寄り空間の整備	—	—	●

6—4. 誘導区域外の地域での施策

本計画は、誘導区域内へ全ての住宅や都市機能の集約を進めるものではなく、将来にわたり市全体の住民の住み慣れた地域が活性化し、持続的に発展した安心して暮らせる環境づくりを目指して策定するものです。

そのため、都市計画区域外の地域も含めた誘導区域を定めない地域においても、既存の集落機能が維持されるように、都市計画マスタープランや関連計画の考え方にに基づき、移住定住の促進、生活利便施設の維持・確保、市街地へ繋がる公共交通の維持・充実等に取り組み、市全体で持続可能な都市構造を構築していきます。

■ 誘導区域外の地域での施策 (1/2)

施策	都市機能誘導に関する施策	居住誘導に関する施策	良好な移動に関する施策
○中心的な役割を担う工業空間の形成	—	—	—
○ポートレース鳴門周辺の活性化	—	—	—
○ポートレース鳴門周辺や鳴門総合運動公園周辺における用途変更の検討	—	—	—
○産業振興を促進する計画的な整備推進	—	—	—
○賑わいと活力を創出するゲートの整備	—	—	●
○利便性の高い集約型の市街地形成の促進	●	●	—
○住宅密集地における居住環境の改善	—	●	—
○低未利用地の解消・活用、遊休施設の活用	—	●	—
○住宅ストックの維持管理と活用	—	●	—
○災害リスクに配慮した適切な土地利用の推進	●	●	—
○鳴門教育大学や市内学校等との連携及び教育環境の充実	●	●	—
○地域の活動拠点となる公民館の充実と活用	—	—	—
○都市緑地の緑化と適切な維持保全	●	●	—
○農地の保全・活用と荒廃した農地の再生	—	●	—
○集落コミュニティの維持	—	—	—
○地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進	—	●	●
○島しょ部の優れた景観の維持保全と観光の拠点性向上	—	—	●
○山林部の機能の維持保全と活用	—	—	—
○自然環境と調和した脱炭素型のまちづくり	—	●	—
○未利用地や遊休地の活用と定住人口の維持・確保（区画整理済市街地）	—	●	—
○居住環境の改善に向けた基盤整備	—	●	—
○計画的な市街地整備の検討	—	—	—

■誘導区域外の地域での施策（2/2）

誘導施策	都市機能誘導に関する施策	居住誘導に関する施策	良好な移動に関する施策
○各公園の特性を活かした拠点性の向上	—	●	—
○都市計画公園の整備・充実	—	●	—
○地域住民のニーズに合った公園整備	—	●	—
○公園施設の長寿命化	—	●	—
○官民連携による公園の維持管理・運営	—	●	—
○地域住民や関係団体などと一体となった公園の維持管理・活用	—	●	—
○災害時の避難場所となる公園の活用	—	●	—
○国立公園と県立自然公園の保全	—	—	—
○山林の保全	—	—	—
○営農環境の保全	—	●	—
○魅力ある親水空間の創出と維持管理	●	●	—
○海岸部の整備・維持管理	—	—	—
○自然景観の保全・施設の活用	—	—	—
○歴史・文化景観の保全・活用	—	—	—
○農漁村景観の保全・活用	—	●	—
○住宅地を有する市街地景観の維持・形成	●	●	—
○繋がりのある魅力的な景観ネットワーク化	●	●	—
○公共下水道の整備率向上	—	●	—
○公共下水道の普及率向上	—	●	—
○生活環境の改善や水質保全に向けた合併処理浄化槽の普及率向上	—	●	—
○市街地の浸水被害防止に向けた公共下水道の整備	—	●	—
○ごみ処理施設の適正管理と維持整備	—	—	—
○し尿処理施設の適正管理と維持整備	—	—	—
○公共交通ターミナル機能の付加	—	—	●
○乗り継ぎを考慮した運行ダイヤの見直し	●	—	●
○観光・公共交通フリーパスの導入	●	—	●
○バスの効率的運行に向けた路線の見直し	—	—	●
○公共交通空白地域における公共交通サービスの確保	—	—	●
○サイクルツーリズム拠点の整備	—	—	●
○既存路線の一部デマンド運行化	—	—	●
○デマンド立ち寄り空間の整備	—	—	●